

## 17 担い手への農地集積推進事業

【(所要額) 16,500(16,500)百万円】

### 対策のポイント

担い手への農地の集積が円滑に進むように支援します。

### <背景/課題>

- ・今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれています。
- ・このため、地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指すことが喫緊の課題となっています。

### 政策目標

効率的・安定的な農業経営が大宗(約8割)を占めるような担い手への農地集積を推進

### <主な内容>

#### 1. 農地集積協力金

6,500(6,500)百万円

土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として(解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く)、農地利用集積円滑化団体等を通じて、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協力金を支払います。

※ 土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。  
0.5ha以下：30万円/戸  
0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸  
2.0ha超：70万円/戸

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### 2. 規模拡大交付金

[所要額] 10,000(10,000)百万円

農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農地の面積に応じて、2万円/10aを支払います。

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

補助率：定額  
交付先：販売農家等

[お問い合わせ先：経営局農地政策課(03-6744-2151(直))]

# 農地集積のための総合的な対策

## 遊休農地解消のための農地法等の適正運用

### 農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導）

- ・農地利用状況の調査



- ・遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

### 相続税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続

### 贈与税納税猶予

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

## 担い手への農地集積推進事業

### 出し手に対する支援

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成



### 農地集積協力金 65億円（65億円）

集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、人・農地プランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付

市町村等に対し下記の基準により配分し、市町村等は配分された金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付。

- 0.5ha以下：30万円／戸
- 0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
- 2.0ha超：70万円／戸

※ 土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等（土地利用型農業以外）の円滑な経営継承を交付対象に追加。

### 受け手に対する支援

### 規模拡大交付金100億円（100億円）

農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積（連坦化）するために利用権を取得した農地の面積に応じて規模拡大交付金を交付

[交付単価]

2万円／10a

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

※ 交付対象作物に制限はありません。